

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉隔離時冷却系弁の異物発見(12月3日)を受けて、原子炉内バツフルプレート部について調査を行ったところ、ジェットポンプNo.20近傍バツフルプレート上に異物らしきものを、12月11日に発見・回収し、分析した結果、金属片(約6mm×約5mm×約3mm)であることを、12月13日に確認した。今後、原因について調査する。	G III	H23.1.7に原子炉隔離時冷却系弁の異物発見の調査結果に合わせ、公表済み。

区分 III : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	66kVボイラー用開閉所の岩井戸線2号ガス絶縁開閉装置点検(23年1月予定)において、同1号の長期停止(変電所の工事で22年11月から1年間停止)を受け、点検時期を変更(1,2号同時停止を回避するため計画的に点検周期を逸脱)するため、影響評価を行い問題なし確認。	G III	
2	2号機	設備パトロールにおいて、試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)出口サンプル入口弁にグランドリーク(1滴/5秒)が認められたため、当該弁を点検補修。	G III	
3	3号機	軽油タンクエリア監視用カメラにおいて、映像不良(画面に乱れ)が認められたため、当該カメラを点検。	G III	
4	4号機	主復水器冷却管点検時、冷却管に不良(配管詰まり、配管端部荒れ:A1:3本、A2:1本、B1:9本、B2:14本、C1:2本、C2:3本)が認められたため、当該冷却管に閉止栓取付。	G III	
5	4号機	気体廃棄物処理系設備エリア排気プロセス放射線モニタサンプルポンプ(B)において、当該サンプルポンプ駆動用電動機に異音が発せられたため、当該電動機を点検補修。	G III	
6	4号機	復水系スピルオーバー止め弁(電動)において、フレキシブル電線管コネクタ部に脱落が認められたため、当該電線管を交換。	G III	
7	4号機	原子炉緊急停止系電源設備電動機・発電機セット(B)の試運転時、試験回路端子部の接触不良により同セットが停止したため、当該端子部の接続方法を変更。また、同セット停止時に軸受部に異音(グリス不足)が認められたため、軸受に潤滑油を補給。	G III	
8	4号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機(B)点検において、部品(アンローダスピンドル、アンローダガイド)の隙間測定で管理値外れが認められたため、当該部品(アンローダガイド)を交換。	G III	
9	3,4号廃棄物処理設備	復水補給水系シール水タンク入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	G III	
10	その他	一次水処理設備二次中和反応槽pH計不具合(指示不良)に伴い、二次中和反応槽pHコントロールが不調となり廃水処理装置からの排水ができず前処理装置及び純水装置の停止に至ったため、対応検討。	G II	H23.1.18再審議にてグレード変更「G III→G II」